		日	号外	ページ
三四二	電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件	二五	208	三
三四三 三四四	政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件	二六	209	一
三四五	特定国外派遣組織を指定する件	二七		二
三四六	郵政民営化に関する法人税及び相続税に係る課税の特例に関する省令第二条第一項及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則第三条の規定により読み替えられる改正前の租税特別措置法施行規則第二十三条の二第九項に規定する総務大臣の証明に関する手続を定める件の一部を改正する件	二七		二
三四七	特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成二十四年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件	二七	210	一
三四八	共同募金会が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件	二八		四
三四九	水底線路の保護区域を指定する等の件	二八	212	二
三五〇	政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件	二八	213	一
三五一	政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件	二八	213	五七
	○政治資金適正化委員会			
五三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	五		三
五四	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一一		二
五五	〃	一二		一
五六	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	一八		三
五七	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	一八		三
五八	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一八		三
五九	〃	二五		四
	○消防庁			
一〇	消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防災表示登録表示者の公示に関する件	三		二
	○法務省			
三五九	除籍の一部が滅失した件	三		二
三六〇	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	三		二
三六一	日本国に帰化を許可する件	三		二
三六二	会社法第九百四十八条の規定に基づく調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件	四		一
三六三	日本国に帰化を許可する件	四		一
三六四	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	四		二
三六五 三六六	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	四		三
三六七	日本国に帰化を許可する件	六		二
三六八	原戸籍の一部が滅失した件	七		二
三六九	戸籍の一部が滅失した件	七		二
三七〇	日本国に帰化を許可する件	七		二
三七一	原戸籍の一部が滅失した件	一〇		二
三七二	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件	一〇		二
三七三	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件	一〇		二
三七四	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件	一〇		二
三七五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一〇		二